

令和3年11月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和3年12月7日～8日

場 所 第4委員会室

令和3年12月7日(火曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正
予算(第16号)

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定計
画(案)について

・第13次鳥獣保護管理事業計画(素案)の策定
について

・公共建築物等における木材利用の事例につい
て

・みやざきローカルフードプロジェクト(LF
P)の取組について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員	長	岩切達哉
副委員	長	武田浩一
委員		蓬原正三
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		川添博
委員		河野哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 河野譲二

環境森林部次長
(総括)

田村伸夫

環境森林部次長
(技術担当)

黒木哲郎

環境森林課長

長倉佐知子

環境管理課長

佐沢行広

循環社会推進課長

鍋島宏三

自然環境課長

藤本英博

森林経営課長

廣島一明

森林管理推進室長

右田憲史郎

山村・木材振興課長

有山隆史

みやざきスギ
活用推進室長

福田芳光

工事検査監

木嶋誠

林業技術センター所長

黒木逸郎

木材利用技術
センター所長

橘木秀利

農政水産部

農政水産部長

牛谷良夫

農政水産部次長
(総括)

斎藤孝二

農政水産部次長
(農政担当)

菓子野利浩

農政水産部次長
(水産担当)

鈴木信一

畜産新生推進局長

三浦博幸

部参事兼
農政企画課長

殿所大明

中山間農業振興室長

海野俊彦

農業流通
ブランド課長

松田義信

農業普及技術課長

上田泰士

農業担い手対策課長

小林貴史

農産園芸課長

川上求

農村計画課長

戸高久吉

畑かん営農推進室長

鳥浦茂

農村整備課長

押川浩一

水産政策課長	西府稔也
漁業管理課長	大村英二
漁港漁場整備室長	否笠友紀
畜産振興課長	河野明彦
家畜防疫対策課長	丸本信之
工事検査監	日高誠
総合農業試験場長	東洋一郎
県立農業大学校長	戸高朗
水産試験場長	坂本龍一
畜産試験場長	谷之木精悟

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	木村結

○岩切委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

座席については、現在お座りの仮席のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、新しく当委員会に選任されました委員

を紹介をいたします。

宮崎市選出の川添委員でございます。

○川添委員 先月、県議会補欠選挙におきまして当選させていただきました川添博と申します。県民の皆さんの負託に応えられるよう一生懸命、誠心誠意取り組んでまいりますので、執行部の皆様方、また委員の皆様方、御指導よろしくお願ひ申し上げます。

○岩切委員長 当委員会は、新しい7名の体制となりますが、執行部の皆様には、引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○河野環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、御礼を申し上げます。

先月11月3日に県議会森林・林業活性化促進議員連盟との共催により、第16回「水と緑の森林づくり」県民ボランティアの集いが開催されたところをごさいますて、来賓として岩切委員長と右松委員に御出席いただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。

当日は秋晴れの下、約660名のボランティアの皆様が下草刈りに汗を流されたところであり、県民の森林に親しむ意識づくりにつながったのではないかと感じております。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙を御覧いただきたいと思います。

本日の説明事項は、まず、Iの予算議案といたしまして、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)」についてであります。

次に、Ⅱのその他報告事項といたしまして、宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定計画案と第13次鳥獣保護管理事業計画素案について御説明させていただきます。

それから、表紙にはございませんが、報告事項の追加といたしまして、別冊の追加資料を基に、公共建築物等における木材利用の事例について御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

1の令和3年度環境森林部歳出予算(課別)についてであります。

この表は、議案第1号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

今回の補正予算は、自然環境課の災害関連緊急治山事業に要する費用をお願いするものであります。

一般会計で、表の中ほど、小計欄の網かけ部分でございますが、補正額B列にありますように10億5,886万2,000円の増額をお願いしており、補正後の一般会計予算は、その右側、補正後の額Cの列の小計にありますとおり213億7,036万3,000円となります。

この結果、補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額Cの列の一番下、合計欄にありますとおり225億8,681万7,000円となります。

補正予算の主な事業につきましては、後ほど自然環境課長から説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

2の繰越明許費補正(追加)についてであります。

これは、環境管理課の硫黄山河川白濁対策推進事業及び硫黄山河川白濁対策水質改善施設整備事業におきまして、関連する工事の工法の検

討及び関係機関との調整等に日時を要したことから工期が不足し、翌年度への繰越しが必要になったものでありまして、合計2億2,000万円の繰越明許費をお願いするものであります。

次に、3の繰越明許費補正(変更)についてであります。

これは、自然環境課の山地治山事業と、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業及び山のみち地域づくり交付金事業におきまして、工法の検討や用地交渉等に日時を要したことから、表の繰越額補正後の合計の欄にありますとおり16億3,394万8,000円へ変更をお願いするものであります。

その他の報告事項につきましては、それぞれの担当課長が説明申し上げますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

私からの説明は、以上であります。

○藤本自然環境課長 自然環境課の補正予算について、御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の23ページをお開きください。

自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額欄にありますように、一般会計で10億5,886万2,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は右から3列目にありますように48億3,030万2,000円となります。25ページをお開きください。

上から5段目の(事項)緊急治山事業費で、10億5,886万2,000円の増額であります。

これは、今年7月の豪雨から9月の台風14号により被災した宮崎市内海の磯平地区ほか3か所について、復旧整備を行うものであります。

このうち、予算規模の大きい宮崎市内海磯平地区について説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

(1) 被災概要ですが、令和3年9月16日午前11時55分頃、宮崎市内海の磯平地区におきまして、台風14号による豪雨の影響に伴い、高さ約70メートル、幅約100メートルにわたり山地の崩壊が発生し、JR日南線及び国道220号に土砂が流出しました。

(2) の事業概要ですが、林野庁の災害関連緊急治山事業において、事業費9億円で申請を行い、11月4日に採択をされたところであります。

現在、現場におきましては、当初予算により、工事に伴う詳細な測量・調査・設計の業務を発注しており、地質等の状況を把握するためのボーリング調査を進めているところであります。

今後、その成果等を基に工種・工法を検討してまいります。工事に当たっては、写真にありますとおり、工事に必要な資材等を搬入するための工事用道路及び仮設踏切の設置や資材置場に必要の仮設ヤードの確保、JR日南線の安全運行確保などが必要になります。

このため、10月に設置されました国土交通省、JR九州が参加しております宮崎市内海地区災害復旧に関する連絡調整会議の下で、関連工事間の連携及び技術的な調整を図りつつ、安全を確保しながら工事の早期着手に努めてまいりたいと考えております。説明は、以上であります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○右松委員 最近、ゲリラ豪雨が頻繁に起こっています。この内海の例だけでなく、一度大きく崩れるともう大惨事になってしまうというのが如実に出てきているわけなんですけれども。

資料を見ますと、山の頂上のほうも含めて何か所か観測装置を置いていますよね。

予測というのは、なかなか難しいんでしょう

けれども、この辺りの観測における異常はどのような形で事前に把握されていたのか、今後に向けて、どういう形でそれを活用していくのかを教えてください。

○藤本自然環境課長 この観測装置は山側のほうの安定した地盤と斜面の少し不安定なところの2か所に糸を張りまして、その移動状況がどうかを把握するものであります。

4ミリメートルの移動が確認されますと、通知が来ますので、それから現場の対応をしていくということになります。

今のところ、そういう兆候は見られておりませんが、今コンサル業者も入っておりますので、特に出水期については常時、現場も含めて監視していく必要があると思っております。

先ほど説明したとおり、今、現場にコンサル業者が入っておりまして、ボーリング調査をやっております。地質の不安定な部分、安定してる部分、そういった土層の状況等も把握しながら、雨の状況等も踏まえながら、安全率の高い工法での設計を進めていこうと考えております。

○右松委員 対策面に関しては、いろいろ迅速に国と連動してやっていただいて、ありがたいと思っております。

一度こういう形でのり面が崩壊してしまうともう大惨事になりますよね。観測装置の話がありました。事前にはそういった観測がなかったと受け止めていいのでしょうか。

それから、今回ボーリング調査をやってますが、ある程度危険な地域は、定期的に地下水も含めて調査は——事後に関してはしっかりやっていただいていると思っておりますので、事前の予測対策は難しかったのかをお聞きします。

○藤本自然環境課長 事前の予測ということでもありますけれども、この現場はこれまで小さな

災害等、そういった兆候は見られておりませんでした。もともとこの現場が、宮崎層群——泥岩と砂岩でできているところで、長年の風化によって土砂が堆積して地形が出来上がっています。

今回の災害のメカニズムとしては、台風14号に伴う豪雨は、これまでの中でも相当な雨量が集中的にあったということで、もともと堆積している土砂が重みを増したということと、その土砂の下のほうにある岩盤との間に湧水等もあって、水が入って、全体的に摩擦抵抗力が落ちて流れ出たものとなっております。

山地関係では、谷部ですとか山腹部ですとか、山地災害危険地区を事前に調査して、そういう危険地区を県のほうで把握しているんですが、この現場は先ほど申し上げましたとおり、過去に崩壊等の確認がないということと、国の要領に基づいて調査した結果、そういう危険地区には該当しないということでありました。

○右松委員 一切責めてるつもりはなくて、今後、同じようなケースも考えられるので、観測やボーリング調査も含めて、事前のできる限りの対応がうまくできると、今後に向けてもいいかなと思ったので質問させていただいています。

今回、事業費が9億円ということですが、災害の損害に対する補償費とかも含めて、トータルでどれぐらいの費用がかかってくるのか、分かる範囲で教えてもらえればありがたいです。

○藤本自然環境課長 この事業費9億円というのが、工事と、物件の補償といいますか、借入れ関係や測量設計を含めた全体の事業費ということになります。

○右松委員 J Rのほうの対応はどうなっていますか。

○藤本自然環境課長 J Rにつきましては、今、

J R単独で復旧工事を進めてるところであります。

また、応急工事ということで先行して国土交通省が国道220号の復旧をやったんですけれども、その後、三者で協議し、道路関係は国土交通省、線路関係はJ R、その上流面の治山関係は県、という施工区分となりましたので、県のほうで復旧事業費を9億円と見積もって、林野庁から採択を受けたということでもあります。

○蓬原委員 参考までにお尋ねします。

高速道路を清武から日南に通ってますよね。あそこは、山自体が動いたことで長いトンネル工事はかなり日数を要しているところです。

聞いた話では、あの山一帯がいわゆる隆起ということだったんですが、この地域も、やはり隆起ということなんでしょうか。

○藤本自然環境課長 ちょっと隆起というところまでは把握していないんですけれども。

先ほど申しましたとおり、宮崎層群ということで、昔から砂と泥状の土が相互に重なって、地下からの圧を受けて、こういう岩盤が出来上がったと確認しているところです。

○蓬原委員 よく言われることですが、災害が起きた後の復旧作業、県内のいろんな建設業者さんが協定を結んでおられたりしながら、そこでやられるわけですが、復旧に至るまでのその体制の状況を教えていただくとありがたいと思います。

○藤本自然環境課長 現場の復旧におきましては、斜面の被害面積がかなり大きく、そういう特有の地質ということもありまして、やはりのり面関係の工事が主になりますので、そういったのり面関係の施工関係者が入っております団体とも意見交換をしながら——三者協議という方法があるんですけれども——そういったこと

も含めながら、現場での工事用の測量設計の中身を詰めていきたいと考えております。

○蓬原委員 それは、地元の業者さんに協力を要請して、迅速に答えをいただいたということですよ。

○藤本自然環境課長 答えをいただいたのではなくて、コンサル関係の会社が今動いてますので、その中で、今言いました施工関係ののり面の団体と連携して……（「災害が発生してすぐのときの復旧作業」と呼ぶ者あり）

災害が発生したときの対応につきましては、森林土木関係の団体で森林土木協会という団体があるんですが、そこと災害関係の協定を結んで、現場での調査ですとか情報をいただくような形で体制を組んでるところであります。

○山下委員 メカニズムについてお聞きしたいと思うんですけども。この災害が発生した9月16日は、9月議会の会期中で、ちょうど常任委員会の日でした。その日が台風に伴う大雨ということで、都城市も大雨警報が出てたんですが全然降らなくて、宮崎市に入ったら木花から内海方面がかなりの大雨で、避難勧告が出てるという話を聞いて心配してました。

発生が11時56分ということですので、皆さん方に情報が入ったのはいつなのか。

それと、独特の岩盤の上に表土があって、一編に土砂が崩壊したんだろうと思うんですが、この場所に植わっている杉は何年生ぐらいだったのか、岩盤と表土の間がどれぐらいあったのか、もし分かれば教えてください。

○藤本自然環境課長 国土交通省から情報によりますと、この災害につきましては、13日から14日にかけて現場に300ミリほどの局地的な豪雨があり、そして、しばらく小康状態が続き、15日の夜から16日にかけて再び460ミリほどの豪雨が

あって、相当な総雨量となったところに、再び16日の9時から10時にかけて大雨があって、11時56分に大規模な崩壊が起きたということでもあります。事前に少しずつ動きはあったようなんですけども、徐々に下のほうに流下してきたというようなお話を聞いております。

現場の流木ですが、杉は30年生から40年生ほどでした。また、その他雑木や灌木類も確認したところでもあります。

表土の深さは、目視でありますけれども、2メートルから3メートルほど、深いところはもうちょっと深かったと思うんですが、下流のほうは、それぐらいの深さがあったと思います。

○山下委員 大事なところなんです。表土が2メートルから3メートルもあったんですか。

○藤本自然環境課長 下流側の、のり面の下のほうのJR駅の近くはそれだけの深さがありましたけれども、上のほうは50センチから1メートルぐらいじゃないかと思っております。

○山下委員 あ那时候は、鰯塚山で雲が止まって、都城には流れなくて、もう一挙に雲が発達して降ったんだろうと思うんです。

杉が30年生から40年生ですから、割と若い木だったんだなと思いました。

というのは、林地災害ですから——宮崎県の中で木の年齢が30年、40年と言えば若いほうだから、普通は根の張りがよくて、木に元気がありますから、一番山が元気なときで、そんなにずれることはないのかなと思ったんです。

これが大径木になってくると、木が弱まってくると聞いてますから、そういう大雨に強い木の樹齢というのは、皆さん方はどのように判断しておられるんですか。

○藤本自然環境課長 災害に対する樹齢ごとの強さのということでもありますけれども、土壌緊

縛力という言葉を使っているんですが、通常ですと20年生前後から根の張りがしっかりしてきて、しっかり土を押さえますので、土砂災害に対しての杉の木の機能は高まって行って、30年ぐらいで、ある程度根の伸びが止まっていきますので、それぐらいで横ばいになってくるかなと考えるところですよ。

木の根っこの機能を、網機能や、くい機能と言うんですが、地山がしっかりしてるところであればそれなりの機能を果たすと思うんですけども、この現場におきましては、特異な地質ということで、ざらざらしている締りのない地層であったということもありまして、この木の重みもあって、雨によって倒れたんじゃないかと今考えているところですよ。

○山下委員 地層が軟弱であることは私たちも分かっているんですが、軟弱であればあるほど木の根も入りやすいし、木が岩をがつつり固めていくような気もするんですけども。

日南海岸一帯は、もう毎年、大雨で土砂崩壊が起きていますが、やっぱり若い木が多いんですか。例えば、土砂崩壊が起きたところは、ほとんど杉が植わっているところですか。

○藤本自然環境課長 日南海岸線は、杉ばかりではありません。広葉樹等もあります。杉で言えば、ちょっと今伐採の時期もありまして、樹齢の若いものは1年生前後のものもあるかと思いますが、往々にして30～40年前の造林時に植えられたものが多いので、割合的には40年前後のものが多いのではないかと考えております。

壊れた箇所につきましては、先ほど地質のことを申し上げましたけれども、杉のところで壊れているところもあれば、広葉樹のところでも崩れているところが確認されております。

○山下委員 杉というのは根の張り方が、広葉

樹とはちょっと違うと思うんですが、できたら、あの一帯というのは、杉の木から広葉樹に切り替えていくようなことも大事なかなと思うんです。その辺を希望して、終わりたいと思います。

○川添委員 工事の着工予定日や、どれぐらいの期間で完成させるかという工期のイメージはどんな感じでしょうか。

○藤本自然環境課長 現在、測量設計を進めておりまして、その成果品が上がってくる予定が3月なので、3月中にまた工事の設計を組みまして、3月末ぐらいには発注をしたいと考えております。その成果品の内容や納期次第なんですけれども、今の段階では3月には発注したいと考えております。

そして、工期につきましては約1年ほどを見込んでおります。

○川添委員 年度が変わって雨の多いシーズンになると、また工事途中で事故がないように祈りたいと思います。

あと、お話が出ましたが、日南海岸線は数年ごとにこういう災害が起きているわけなんですけれども、今回ここは危険区域ではなかったということなんです、日南市までのこの海岸沿い一帯で危険区域というのはどれぐらい指定されているか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○藤本自然環境課長 国道220号沿いの宮崎から日南までの区間につきましては、山地災害危険地区としている箇所は39か所になります。

○川添委員 今後、道路課のほうでもトンネルを掘ったりとか新しく道路を改修したりとかいう予定があると聞いたんですけども、分かる範囲で今後の整備の予定を教えてください。

○藤本自然環境課長 すみません、道路関係についてはこちらのほうで把握しておりません。

県土整備部のほうで把握されてると思います。

○蓬原委員 今の話の流れに関連して、植栽についての土地利用規制があるのかということなんですけれども。

例えば、都市計画法であれば、用途地域で準工業とか住居地域とか商業地域とかいろいろあって、住居地域に風俗営業施設は造ってはいけない、建物は何階建てまでとか、そういう規制がありますよね。

農業であれば、農地法あるいは農業振興地域等の整備の法律等があって、勝手に農地を転用してはだめとか、家を建てたらだめとかそういう規制があります。

山の場合は、どこでも自由に根の張らないものを植えると、ただでさえも崩れやすいところが大雨等によって崩れやすくなるでしょうから、今、山下委員から出た話は、そういう示唆だったと思うんです。

私も、あちこちで何度も言ってるけれども、平成17年の台風14号のときに、すぐ300メートル先でいところが——やっぱり杉が生えてました。ズドンとこの土砂崩壊が起きて、危険区域だったのでコンクリートはしっかりあったんですけども、それも見事に崩壊して2人が亡くなるということを経験してるもんですから。

もう単刀直入に聞きます。この植栽、どこに何を植えてもいいんですか。

○広島森林経営課長 植栽につきましては、基本的には森林所有者の意思によって樹種を選択するということになります。

ただ、保安林につきましては、指定施業要件というのがございまして、指定された樹種を、指定された本数以上植栽するという植栽の義務がかかっております。

また、そのような保安林は置いておきまして、

公益機能の高い森林につきましては、県の森林環境税を活用しまして、広葉樹造林等を現在実施しているところでございます。

○蓬原委員 今、川添委員からもありましたけれども、3～4年前、やっぱり大きな土砂崩壊がありましたですよ。

この日南海岸というのは危ないところだらけじゃないかなと思うんです。だから、今年も起きる、また来年も起きる、再来年も起きる、もうエンドレスじゃないかなという気もしてて、そこにやっぱり人がお住みになってたりして、危険もあるわけですから。

もし、その植生が風の影響を受けたり、そこに雨が入ることによって崩れやすくなることの原因になっているとするならば、何かそういう植生の在り方も研究されて、規制する法律がなければ、危ないところには何かお願いなり、対応ができんのかなと、検討すべきことではないのかなという気がします。我々は植生とか木のことに関しては素人ですけども、田舎に住んで、おやじやおふくろや近くのおじさんからそういう昔からの、ああいう木を植えたら崩れにくいとかいう話をいっぱい聞いてますから、どうかなと思うんですが、御感想を課長どうですか。

○広島森林経営課長 森林の取扱いにつきましては、市町村が市町村森林整備計画というものを策定いたします。その中で、その森林の取扱い、いわゆるゾーニング、例えば水源涵養機能を行動発揮するようなどころにつきましてはそういうゾーニングを、あるいは山地災害を防止するようなどころにつきましてはそのようなゾーニングをしまして、それを根拠に指導をすることが可能ですので、県としては、災害に強い森林づくりという観点からしっかり指導してま

いりたいと思っております。

○蓬原委員 昔とは気象条件がかなり違ってきてますから、もうかなり違ってきてるわけですから、従来とは違う発想を入れていかないとずっとこういうことが起きて、そこで人命が失われてしまわないかという懸念があるわけですから、いろいろとまたさらに研究してもらうように要望しておきたいと思います。

○山下委員 私も今回一般質問の中で、林業問題をかなり入れさせていただきましたが、県土の76%が山ですよ。黒木博知事時代からこれだけ植栽が進んできた、19万ヘクタールという面積が人工林になったと。それで、宮崎県特有の土砂崩壊という災害が県内各地で起きてるんだろうなと思うんです。

それは、さっき申し上げましたように、杉は根の張り方が、深く入っていかないので、ある程度木が大きくなってくると、風倒木もいっぱい出るわけです。国土強靱化もありますけど、これだけ多くの山林を抱えてきた中で、鹿とかイノシシとか猿とかが、どんどん平場に下りてくるようになって、有害駆除に当たらないといけないことは、マイナス面だろうと思うんです。

さっき蓬原委員も言われましたけれども、温暖化現象の中で想定を越す雨も降るようになってきました。だから、やっぱりいろんな可能性を探りながら、広葉樹に戻していくことも大事なことかなと思うんです。本県の山の特徴から、ある程度広葉樹林も必要かなと思ってますので、検討してください、よろしくお願いします。

○蓬原委員 2ページの繰越明許費です。

森林経営課で、「用地交渉等に日時を要した」となってるんですが、この用地交渉というのは、環境森林部に用地交渉する専門のセクションがあるんですか。どこで用地交渉しておられるん

ですか。

○広島森林経営課長 用地交渉につきまして、環境森林部内に専門部署はございません。

これは林道事業でございまして、林道事業は市町村の申請事業でございまして、用地につきましては市町村が交渉いたしますし、また法律上、実施いたします西臼杵支庁、農林振興局においても交渉の現場に立つこともございます。

この用地交渉は、林道自体ではなく、残土処理場の用地交渉等に時間がかかったというものでございます。

○蓬原委員 用地交渉というのは、なかなかスポットライトを浴びることはないと思うんだけど、高速道路を通すにしても、いろんところで、縁の下の力持ちで頑張ってもらってるんです。その辺りの大変さ、それとスポットライトを浴びないことで、頑張ってもらってるんだけど、その人員配置が少なかったり、進まない原因になってないかなという懸念を持ったもんですから。

特に山の場合は、不在地主のこととか境界が分からなかったりとかで難航するでしょうから、今聞くと市町村がメインでやるということだから、もしかするとその辺りの能力的に何か足りなかったりするということはないんでしょうか。その辺は把握しておられませんか。

○広島森林経営課長 やはり市町村によっては、委員がおっしゃいましたように、不在地主の関係だとかで大変苦労している状況については報告等いただいております。

○蓬原委員 この用地交渉に日時を要した一番の原因というのは、不在地主のことなのか、境界のことなのか、どこでしょうか。課長として一番印象に残っているところはどこですか。

○広島森林経営課長 これは、1路線の事例な

んですけれども、諸塚椎葉間を通ります黒岳線という林道を、非常に高いところに開設しているところなんです。

土地所有者はそこにいるんですけれども、やはり残土処理場ということで自分の山には捨てないでほしいということです。そこに残土処理場を造れば、広場や土場もできるんですと交渉をするんですけれども、どうしても理解の得られない事態になりましたので、諸塚村の現場なんですけれども、椎葉村の協力を得て、椎葉村で処理したという事例もございます。

○蓬原委員 分かりました。地形的な制約による地方特有の課題があって、いわゆる残土のところの問題になったということですね。

諸塚村と聞きましたけれど、役場の全体として職員がそんなにいっぱいいらっしゃる場所じゃないですよ。だから、もしかすると戦力的に不足しているところもあるかもしれません。これは県の事業としてここに上がっているわけですから、そういうところはできるだけ農林振興局にバックアップしていただいて、早く進むようお願いをしておきたいと思います。

○岩切委員長 では、次にその他報告事項に関する説明を求めたいと思います。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

委員資料4ページをお開きください。

宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の改定計画(案)につきまして、改定計画(素案)のパブリックコメントを終え、お手元の別冊資料1のとおり取りまとめましたので、その内容につきまして委員会資料に基づき御報告いたします。

まず、(1)計画改定の趣旨であります。

平成22年度に策定した現行計画は、策定から10年が経過し、この間に海岸漂着物処理推進法が

改正されるなど、新たに海域を漂流するごみや海底に堆積するごみへの対応などが必要となりましたので、改定を行うものであります。

次に、(2)計画改定の経過であります。

昨年度、学識経験者、漁協やNPOなどの関係団体、行政で構成する海岸漂着物対策推進協議会を開催し、海岸漂着物等の状況を継続して観察調査するためのモニタリング実施場所の選定のほか、海岸漂着物等の概況調査の結果などにつきまして意見交換するとともに、現行計画の改定に係る御意見を伺ったところであります。

それら御意見を基に、また、国の基本方針と照らし合わせながら取りまとめを行い、9月定例議会の常任委員会におきまして、改定計画(素案)について御報告いたしました。

その後、10月1日からパブリックコメントを、また、10月中旬からは、全市町村を対象とした意見照会をそれぞれ実施いたしました。

パブリックコメントでは、御意見等はございませんでしたが、市町村からは、観光スポットの名称訂正や追加といった要望もありましたので、素案を修正し、改定計画(案)に反映させたところでございます。

なお、この地域計画では、SDGs17のゴールのうち、7つのゴールを目指すこととなります。

右側5ページの(3)には、改定計画(案)のポイントをまとめております。

改定に当たりましては、情勢の変化や、本県の海岸漂着物等の現状を把握した上で、新たな課題にも対応できるよう、海岸漂着物対策の基本方針を見直し、海岸漂着物等の円滑な処理の推進、海岸漂着物等の効果的な発生抑制、海岸漂着物対策に係る普及啓発及び環境教育の推進を柱に、各項目の事項の追加、統合を行うとと

もに、行政をはじめ、県民や民間団体などの役割が明確になるよう努めたところでございます。

また、海岸漂着物対策を重点的に行う重点区域や台風など緊急時の対応につきましても整理したところであり、今後はこの改定計画に基づきまして、本県海岸の良好な景観と環境を保全していけるよう、各主体と連携を図りながら海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制に向けた取組を推進してまいります。

報告は以上でございます。

○藤本自然環境課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について御説明いたします。

まず、(1)の計画の概要であります。この計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定するものでありまして、2つ目の丸のそれぞれの役割にありますように、国の定めた基本方針に即して県が定め、県や市町村、関係団体はその計画に基づき、鳥獣の保護管理を実践することとなっております。

(2)の計画期間でございますが、令和4年4月1日から5年間です。

次に、(3)の計画の素案としまして、その主な内容について御説明いたします。

①の鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項では、鳥獣保護区は、生物多様性の保全に資するため指定しておりますが、保護区周辺において鹿、イノシシの農林作物被害が深刻になるなどの事例が見受けられております。このため、鳥獣保護区の更新に当たり、関係者の同意が得られず縮小した箇所がありまして、表の中ほどの第12次計画と実績の欄にありますように、計画に対し、実績は71ヘクタール縮小し、100か所の5万3,901ヘクタールとなっております。

また、鳥獣保護区の区域内で、一定の開発が規制される特別保護地区につきましては、計画と同じ7か所の1,892ヘクタールとなっております。

第13次計画では、市町村を通じて事前に地元の意向を伺ったところ、1か所廃止の要望があり、被害の状況を勘案し、鳥獣保護区につきましては99か所、5万3,739ヘクタール、特別保護地区は、前計画同様7か所の1,892ヘクタールにしたいと考えております。

次に、②の鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項であります。

鳥獣保護思想の普及啓発や自然保護に対する意識の向上を図るため、県の鳥であり、準絶滅危惧種に指定されているコシジロヤマドリと、国鳥であるキジの放鳥を引き続き計画したいと考えております。

コシジロヤマドリにつきましては、第12次計画では、生産者の高齢化等もあり増殖体制が整わず、計画を大きく下回ったところであります。

第13次計画では、関係機関と連携して増殖体制を再構築し、段階的に放鳥数を確保し、5年間で計80羽の計画としております。ニホンキジにつきましては、第12次計画と同様の4,000羽にしたいと考えております。

右のページを御覧ください。

③の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項の中の、有害鳥獣捕獲に係る許可日数についてであります。

有害鳥獣捕獲は、各市町村において捕獲許可を行っております。被害の実態や関係者の要望等を踏まえ、円滑で効果的な捕獲を行うため、被害の多いイノシシ、鹿、猿については1年以内、カラス類、ドバト、アナグマ、タヌキ及び今回追加します外来のアライグマは6か月以内

に拡充したいと考えております。

④のその他ですが、1つ目のポツで錯誤捕獲の防止を新設し、カモシカなど錯誤捕獲のおそれのある場合のわなの設置場所の変更や迅速な放獣等を行うこと、2つ目のポツで、猿などが市街地等に出没した場合に円滑な対応を可能とするための対応方針を定めておくこと、3つ目のポツで、感染症への対応として、豚熱等を追加し、関係市町村や団体と連携したイノシシ捕獲における防疫措置等を行うことを記載したいと考えております。

次に、(4)の計画策定のスケジュールであります。今後市町村等への意見照会やパブリックコメントを実施するとともに、自然環境保全審議会に諮りまして計画案を策定し、3月の常任委員会での報告後、計画の策定、公表を予定しております。

最後になりますが、8ページの(5)に計画の素案の骨子をお示ししております。

なお、別添の資料2としまして素案本体を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は、以上であります。

○福田みやざきスギ活用推進室長 みやざきスギ活用推進室でございます。

お手元に、公共建築物等における木材利用の事例についてと記載の追加資料をお配りしておりますが、今回、本会議における山下委員からの新たな東京ビルの再整備についての一般質問に関連しまして、建築物に取り入れる木材の量や使い方をイメージしていただくため、県内の内装木質化や県外の木造の取組などの事例を御紹介させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

冒頭の括弧内に記載しておりますが、県産材

利用推進に関する基本方針では、公共建築物の内装木質化に係る木材使用量の目標値は、国の実態調査を基に、1平方メートル当たり0.02立方メートルとしております。

また、御紹介します各施設名の下には、それぞれの木材使用量、延床面積、1平方メートル当たりの木材使用量を記載しております。

それでは、各施設を簡単に御紹介いたします。

まず、都城市立図書館の内装木質化であります。

この施設では、屋内ホールの2階通路の周辺などに木材を効果的に配置し、木箱型の書架や、2ページの下にあります県木材利用技術センターから提供したCLTを活用した展示台など、木製の造作家具と一体となって、ぬくもりある木質空間が創出されてるところでございます。

次に、3ページをお開きください。

日向市庁舎であります。こちらは屋外の日射対策の縦・横のルーバーをはじめ、外壁、テラスに木材を多用しております。

また、4ページのように、内部にもロビーの床や天井、さらには議場においても、ふんだんに木材を使用し、木質空間を演出しております。

5ページをお開きください。

西米良村庁舎でございます。屋外では、壁やひさしに木材を使用しております。

また、下の写真にありますように、奥のほうにはCLTが耐震壁として使用されております。

さらに、6ページにありますように、事務室では、天井のルーバーや床、議場においても木材を多用しております。

次に、7、8ページを御覧ください。

門川町及び日之影町の庁舎であります。いずれの庁舎においても、役場を訪れる方々がぬくもりを感じられるよう、床あるいは天井部分

などに木材が使用されているところがございます。

次に、9ページをお開きください。

県防災庁舎でございます。1階の天井や展示パネル、イートインコーナーでは木材が使用され、来庁者にぬくもり感を与えております。

また、4階から9階にかけては、CLTが耐震壁として使用されているところであります。

次に、11ページをお開きください。

こちらは、小林市庁舎でございます。本館の内装木質化においては、床や階段などにふんだんに木材が使用されており、窓面には木の格子建具を配置するなど木質化が図られております。

12ページは議会棟ですが、こちらは木造で建設されているところがございます。議場内は、木の柱とはり、家具の木部分が生かされるようシンプルな配色をしているとのこと。

次に、13ページをお開きください。

これ以降は民間施設になりますが、宮崎市内にある映画館の宮崎キネマ館では、床に角材を使用するなどの意匠を施しております。

14ページは、宮崎駅構内の観光案内所と隣接するカフェでございます。壁やカウンターなどにふんだんに木材が使用されております。

次の15ページの県外の事例は、右松委員から、9月議会の代表質問や当委員会で御紹介のありました宮城県仙台市の高惣木工ビルであり、下の写真のような束ね柱などの耐火部材を活用して、7階建ての純木造ビルを実現しております。

最後に、16ページのビルにつきましては、今回の山下委員の一般質問の答弁で御紹介しました、この10月に東京の銀座に建設されました木造と鉄骨造のハイブリット構造の12階高層ビルとなっております。

私からは、以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○山下委員 説明していただきました公共物から入らせていただきますが、資料を出していただきまして、ありがとうございます。

なぜ、今回こういうことを質問したかということ、総務部の財産総合管理課のほうで、東京ビルの起案をして、それを総務政策常任委員会でも審議されたと思うんですが。私も、11月の閉会中の常任委員会で、仕様書に県産材の使用基準が全く入っていないじゃないかということをお願いして、いろんな調査をしました。

その中で、県産材利用推進基本方針の中で0.02立方メートルという基準をつくってますということだったのですが、どれほどの部屋に、どれだけ、どういう形で使われるのかが分からなかったんです。今日、提出していただいた資料で、県内の各施設での使われ方を説明していただいて、なるほどなど、これで1平方メートル当たりの基準で使われた場合に、どういうふうになるかが分かったところです。

それで、今回のこの東京ビルの計画が出来上がる時点で、皆さん方のほうで、県産材をいかに使うかという議論が全くなされてなかったということ、私は指摘をしたところでした。

さっきも申し上げましたように、県土の76%を山が占めていて、これだけの森林資源を持っているのは宮崎県だけなんです。

例えば、熊本から高速道路に乗ると、ほとんど竹山がだったり、特に佐賀県あたりはもう広葉樹林だけなんです。広葉樹林が多くて、杉の山ってほとんどないんです。むこうはイノシシを食べる文化がないものですが、イノシシが物すごく繁殖していて、宮崎県の狩猟をしてい

る人たちが捕りに行きます。

全国でもこれだけ杉の財産を持つてるところはないと思うんです。有名なのは、秋田杉とか吉野杉ですけれども、材として使うのではなくて、柱材とか床柱に使う絞り丸太、そういうものをイメージとして持っています。

だから、19万ヘクタールに及ぶ宮崎県産材をこの東京ビルの建築に、何とかして提案していただいて、PRの場所にしてほしいという思いで、今回の質問もしました。

だけれど、やっぱりこのままでいくと、なかなか県産材を東京ビルに使用するための——まだそこが成り立っておりませんので、本当に、森林資源を生かすために、皆さん方から、これだけの技術力と財産があるということを提案して行ってほしい。私は、総務部ともかなり議論しましたので、ぜひ、その提案をして行っていただくとうれしいと思います。

そのことも踏まえて、東京ビルに対して皆さん方がどこまで提案できるか、その辺のことをお聞かせいただくとありがたいのですけれど。

○福田みやざきスギ活用推進室長 まず、本日もこうやって皆様にお示ししました資料につきましても、県内外の木材の利活用の事例として、総務部のほうに情報提供を行っていきたいと考えています。

また、柱やはり、桁、床、板材など、材料提供に関する県内の製材所だとか加工場、そういった企業情報等についても積極的に総務部のほうに情報提供してまいりたいとも考えております。

また、先ほどありましたけれども、木材利用技術センターには、今、木構造相談室というのがございまして、木材に関する相談等も応じておりますので、そういったセンターの積極的な活用についても、総務部のほうと連携してまい

りたいと考えております。

○山下委員 今日は木材利用技術センター所長もお見えですので、建築基準法が改正して、この写真の中にも入れていただいているんですが、例えばCLTとか集成材は、具体的にどこまで使えるようになったのか。本県の技術力がどこまで生かせるのかをもうちょっと具体的にお聞かせいただくとありがたいと思います。

○橋本木材利用技術センター所長 木材がかなり使いやすくなるような建築基準法の改正が、数段階にかけて行われております。

今現在、高層ビルにつきましても建築基準法上では、壁や天井を燃えにくい材料とすることで火災の拡大や煙の発生を遅らせるための内装制限が設けられておまして、構造で具体的に使用できる木材の材料というのは、限られているとは思っております。

それ以外の材料を使うにも、国土交通大臣の認定を個別に取った上で使う必要があるという、いわゆる規制はまだ残っていると思っております。

これに対応する研究につきましては、国が認定している研究機関で行っておりまして、私どもの研究では、地域に根差して、中・大規模建築物の設計や施工、材料調達、そういったものに関しまして技術支援を行ってきたところです。

ですから、今回改めて、東京ビルについて私どもがどのような貢献ができるかというのをしっかり考えたんですけれども、そういったこれまで培ってきた知見が、一部生かせる部分があるのであれば、最終的な施工者が決まった段階で、そういった提案とか意見交換をさせていただくといったことが考えられるのではないかなど。そういった形で貢献できるのではないかと考えているところでございます。

○山下委員 今触れられましたけれども、私も何年か前に、環境農林水産常任委員会にいるときに、都城にある木工団地に調査に行きました。ヒノキで床材を作っておられるんですが、これが今、日本全国でかなりのシェアを占めてると、それぐらいの技術力もあります。

CLTを本格的に作っている企業は、まだ宮崎県にもないということなんですが、やっぱりそういう技術力を東京でPRしていくことによって需要が出てくる、その機会にしてほしいと思うんです。

だから、相手を待ってるんじゃなくて、今回は皆さん方が総力を挙げて、PRして欲しいと——これが本県経済の物すごいプラスになってくると思うんです。

我々が知る情報では、世界の木材というのは、温暖化現象等でもう山を切れない状況が出てきてるんです。ということは、やっぱり東京がいかにPRの拠点になるか——大手のゼネコンはもうほとんど東京ですよ。せつかく市ヶ谷といういい場所にあるわけですから、東京ビルは、こういう形で建材が使われるのかとか、木のぬくもりや温かさをPRできる一番の場所になると思うんです。

50年ぶりの建替えて、3,500立方メートルの県の買取り面積に対して、この基本方針でいくと75立方メートル使えるわけですから、ぜひこういう機会を生かす対応をしていていただきたいと思うんです。ぜひ、よろしくをお願いします。

○蓬原委員 今、山下委員の意見にありましたけれども、この東京ビルに関して仕様条件をつくったのが総務部のほうで、環境森林部に対しては、あまり御相談もなかったと。逆に言うと、環境森林部から、会社でいえば営業ということになるんだけど、作ったものは売らないと

商売にならないわけだから、利益にならないわけで、優れた技術屋の皆さんもいっぱいいらっしゃるって、山をつくっていい研究をされてるんでしょうけれども、最終的にはそれを建物で、あるいは工場等で使ってもらって何ぼの世界です。それを同じ県庁の中で、東京ビルの仕様条件を設定するときに環境森林部とうまくマッチングできなかったというのは、縦割り行政の弊害というか、ちょっと営業力に欠けるんじゃないかなという気がしています。

部長にはちょっと厳しい意見になるけれども、部長会議とかで横の情報は入るはずですから、この前は国民総合スポーツ大会に引っかけて自転車競技場の話をしましたが、ほかにも陸上競技場とかあるわけで、これもいいチャンスなわけですから、やはり営業の機会と捉えて、県産材を使うよう鋭意売り込むという姿勢を持つことが必要じゃないかなと思いました。

昔、松形知事が、中東は油を売って非常にもうけているが、宮崎県もいっぱい木を植えて、木の保存量を多くして、彼らが油を売るように、世界に木を売っていかないといけないな、みたいな話をされました。山に詳しい人でしたから、壮大な話をされるなと思いましたけれども。

今の話を聞けば、結構木も育ってるようですから、やっぱりそういう必要な機会のあるところには、本県の木を売り込むんだという姿勢も環境森林部には必要じゃないかなと僕は感じましたが、部長どうですか。

○河野環境森林部長 委員のおっしゃるとおりでございまして、そういう意味からも、副知事を先頭に各部長や局長も入っております県産材利用推進委員会というのを設けておりまして、建築物の計画なりがありましたら、木造にはできないのかとか、木材の利用促進に関する基本

方針を示しておりまして、全庁的な情報共有を図ってきているところがございます。

この東京ビルにつきましても、やはりこの県産材利用推進委員会の、専門部会の中で取り上げられたところがございます。

ただ、この東京ビルに関しましては、全庁的、財政的な面での検討などもある中で、公募型の提案で行っていくという方向が示されました。そのような中でも、私どもとしましては、木材の利用は必要ということで、今回の募集に当たっても、業者が遵守すべき法令等の中に、私どもの県産材利用推進に関する基本方針も入れるよう、連携は図ってきたところがございます。

○蓬原委員 ということは、今回この東京ビルの諸条件の設定に当たっては、当初からしっかり相談があったということですね。

○河野環境森林部長 承知しておりました。あったということでもあります。

○山下委員 技術次長、頭を真っ白にして考えてください。

あなた方が民間の事業者と仮定して、自分たちで営業して、これだけの宝があるんだと、木の使い方を売り込もうというときに、例えば東京ビルに、どれぐらい我が県の技術力を生かせるのか、何をどれだけ使えるのか、その思いがあればお聞かせください。

○黒木環境森林部次長（技術担当） 先ほど木材利用技術センター所長からも話がありましたとおり、木構造相談室というのを設けまして、木造に関しては宮崎県は非常に高い技術力を持っていると思います。その証拠に、先ほど御紹介いたしました、いろんな庁舎等でも使われているところだと思っております。

今回、山下委員からの御質問も受けまして、総務部ともいろいろ協議をしてきたわけござ

います。国では今年10月に、改正の木材利用促進法が施行されまして、民間の建築物でも木材を使いましょうということになっております。

それから、新聞やテレビでも2050年のゼロカーボン社会の実現、それからSDGsの達成ということで、二酸化炭素を固定する、そして再生可能な持続可能な木材に対する追い風は非常に大きいものだと私は思っております。本当に、今チャンスだと思っております。大手ゼネコンもこの木造建築に目が向いているところあります。いろんな大手民間企業も、実際に木材を使ってどんどん建築しております。

今回の東京ビルの再整備事業に関しまして、要求水準書の中に県産材利用の推進に関する基本方針というのを入れ込んでもらいましたので、それに関する質問が多く来ております。

この質問を環境森林部としては好機と捉えまして、2月下旬に公募者等の意見交換会があるとのことですので、説明書をちゃんと作りまして、丁寧に説明をしていきたいと思っておりますし、いろんな民間のアイデアを取り入れて、すてきな木造建築になるように、環境森林部からも積極的に後押しをしていきたいと思っております。

○山下委員 私は今回、財産総合管理課に、もう一回説明をやり直せということを強く言ったんです。さっき部長が答えられたように、公募型のプロポーザルで、いかに金を削減して有利な形で発注できるかというのが財産総合管理課なんです。

要求水準書の200点満点中、100点が価格なんです。あと100点の中に様々な条件がついてまして、県産材の利用、宮崎県の地域貢献、そこはたった10点しかないんです。だから、基本的に、この水準書の在り方を変えていかないと県産材の利用というのは——あなた方は、これだけ市

町村庁舎に木材を使ったと提案できる素地があるのに、全く議論がなされてない。これが、今回、私も質問を組み立てて分かりました。

いろいろ財産総合管理課と話をして、あなた方は何を想定してるのかと聞いたら、事務用の机とか椅子とかそういう提案が出てくるでしょうという答えだったので、とんでもないと。

これからの世界の市場を見ると、これだけの蓄積量を持つて宮崎県の宝を生かすために、やはり東京を相手にPRができる施設を造っていく腹積もりが一番大事だろうと思うんです。

部長は事務屋ですが、宮崎県の技術力と、この財産を、今回、東京ビルに生かすことについては、予算の枠組みの変更をやっていかないと、今の状況では、皆さん方が提案する県産材の利用は、とても不可能だろうと思うんです。そこも踏まえて内部の協議を進めていかないといけない。

例えば、今度、議会棟に個室ができますが、スチールの事務机を県産材の机にした場合は、数倍の値段がかかるということで、自民党で党議がありました。やはりその中でも、県産材を使っていくべきだと申し上げましたが、それぐらい価格の差が出てくるわけで、予算の頭から違ってくるわけですから。

私が部長にお願いしたいのは、やはりあなたはトップに立って——今からは事業受注者向けに説明する段階で、僕は仕様書を変えてくれと言ったんですが、いやもうそれはできませんということでした。だけれど、総務部長が75立方メートルは使えるという答弁をしましたので、できたらそれ以上使えるよう、計画を変更してほしいと申し上げたいんです。これまでに決まってる状況の中で、部長から提案ができますか。

○河野環境森林部長 まず、東京ビルといいま

すのは、今おっしゃっていただきましたように首都圏における本県の様々な施策のPR拠点ということで、私どもとしては木材の利用促進、PRというのを行っていきける拠点になると期待しております。

委員のおっしゃいました総務部の公募手続きに関することに関しましては、なかなかちょっとお答えしにくいんですが、現在行われている公募において、民間からの魅力ある県産材の活用とアイデアが提案されることを、私どもとしては非常に期待してるところです。このプロポーザルに関しては、我々行政が思いつかないような使い方、民間の力というのを期待してるところがございます。

先ほど次長からもありましたように、今後、意見交換会等が予定されていることもありますので、私どもの木材供給体制の充実ぶりでありますとか、木材利用技術センターの技術的な相談依頼、試験等を受けられる体制の充実、あるいは、県産材の県内外での活用事例を総務部と連携してアピールする中で、魅力ある提案を期待していきたいところでございます。

○山下委員 新宿のKONNEも3年か4年前に3億円ぐらいをかけていろんな内装をやりかえました。あれは借り地ですが、あそこにも物販に対してはかなりの投資をしてますよね。

今度は、木材について、東京ビルが一番のPRポイントになると思うんです。それで、環境森林部に腹をくくっていただきたい。

今から説明会をやると言ったら、たった10点の配点では、業界からは提案がしづらいんです。価格は100点ですから、あなた方がかなりなものを提案していかないと。財産総合管理課は提案の変更はできないんです。いい提案を待っているとよって、県産材を使えば、値段で

負けます。

業者に出す前に、あなた方がどれぐらいのものができると提案していないわけですから、遅れていますけれども、再度説明会ができるということでしたので、その提案をしっかりとやっていただきたい。

我々は委員会として、東京ビルにどれだけのものが使われるようになったかを見ていきますから、その腹を持って提案していただくとありがたいと、待ちじゃだめなんです。こっちから提案していかないと。よろしいですか。

○河野環境森林部長 現在の公募の業務につきましては、やはり総務部のほうで行っているという大枠がございます。その枠組の中で、今おっしゃった思いといいますか——私どもとしても、今後、人口減少で住宅が先細っていく中での販路の開拓という意味では、低層から中高層での活用、非住宅分野、あるいは住宅としても、はり・桁等の今まで国産材が使われてない部分とか、いろいろ余地があると思います。そして、やはり首都圏、なかなか宮崎県の材は首都圏までは行っておりませんので、情報発信拠点としての意味合いというのは、非常に期待してるところでございます。いろいろ見せていきたいという思いはございますが、公募手続に関しましては、総務部のほうで行ってる事業と御理解いただきたいと思います。

○山下委員 私は、そこが理解できないんです。それは弱腰なんです。技術力を生かしていくために、あなた方がなぜ、これまでに提案しなかったのか、そういう行政の仕組みがなかったからあなた方は後手に回ったんです。

まだ間に合わないことではないので、やはり川上、川下論の一番の要は環境森林部でしょう。しっかりと5年、10年先の出口を確保していく、

そして、材の出口が幅広くなれば、お金は山元に循環していくんです。だから今回はぜひ、もう75立方メートルに限らず、ふんだんに県産材が使えるよう要望していかないと。よろしいですか。

あなたは配点が10点なので厳しいと言うんでしょうけれども、まだ間に合わないことじゃないんです。ぜひ、ふんどし締めてかかってください。

○河野環境森林部長 これまでの検討の中で、蓬原委員もおっしゃったように、我々の思いが足りなかった部分は反省しないといけないかもしれませんが、現在も私どもとして、手続の枠組みの中で何ができるのかを一生懸命考えてはいきたいと思っております。

そういう提案や促し、というのはできるかなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○右松委員 先ほど部長は、全庁的な県産材利用推進委員会の協議の中での、財政的な問題を言われました。

一般質問で私が申し上げた、高惣木工ビルを出していただいてありがとうございます。

一般的には、構造材に集成材を使うんですが、集成材工場の整備状況は地域差があります。そういった中で、このビルは、全国どこでも調達できるような製材を使った束ね柱を用いた、日本初の純木造高層7階建てビルなんです。

そう考えると、財政的な問題があるということであれば、環境森林部には、これだけの技術がありますので、財政を抑えるための木材の活用の仕方はもう環境森林部からしか提案できないと思うんです。

それから、もう一つ、財源の問題ですけども、山下委員も蓬原委員も言われてますが、森

林県として、脱炭素社会を目指していくために、やはり宮崎県がモデルを示していくことは物すごく大事なことだと思うんです。

そうなったときに、事業費の捻出がどうなっているか分かりませんが、脱炭素社会に持つていくための国からの補助というか、予算を引っ張ってこれるようなメニューを調べられているのかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 国の事業につきましては、林野庁や国土交通省に事業がございまして、そちらのほうに該当する部門があるのかなということで調べておりますが、東京ビル再整備事業の在り方自体がプロポーザルということで提案方式になっておりますので、事業者がそういった手続をするのであれば、ある程度、採択が可能な面もあるのかなとは思いますが、我々のほうからそういったことをするのは、どうかなということで今考えております。

○右松委員 プロポーザルで事業提案というのは分かりますし、もちろん民間企業も考えるでしょうけれども、情報提供というか、入札をする際の情報提供の面で、県のほうから事業メニューを出せるんじゃないかなと思いますけれども。

○福田みやざきスギ活用推進室長 総務部でやっているものですから、そちらのほうは我々も確認しておりませんが、総務部と再度協議して聞いてみようかと考えております。

○右松委員 こちらのほうからある程度提案しないと、枠を決めて、あとは企業からの提案でやりますとなっちゃうと、なかなか難しいと思います。

脱炭素社会で今が好機と言われましたので、やはり入札の段階で、県としても情報提供していく中で、本県としての特徴を出していく、東京ビルをこういうふうに造っていききたいという

提案を出してあげるのも大事なと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 そうですね、今、我々のほうだけでお答えするのはなかなか厳しいところもあるものですから、委員が言われたことにつきまして、また総務部とも話をしてみたいと考えております。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課長の有山です。私は、国からの出向なんですけれども。

この施設が実際に建設されるのが令和6年と聞いております。予算は単年度で組みますので、木造の施設整備の補助を来年度の概算要求で出されているのも承知しておりますけれども、それ以降については、まだ時間がありますので、事業者との意見交換等で情報提供できるところはやっていきたいと思っております。

○右松委員 クリアしないといけない問題は明確になっていきますので、財政的な部分に関しては、本県の技術力を生かす中で、できるだけ価格を抑えながら木材をしっかり使えるように。それから、財源の捻出方法に関しては知恵を絞っていただいて、プロポーザルでは難しいところもあるかもしれませんが、何とか宮崎県の思いを伝えていくようなやり方をしてもらいたいかなと思います。

○岩切委員長 公共建築物における木材利用の事例紹介から議論が広がりましたがけれども、環境森林部においては、所管の立場から木材利用促進に関する部分でなご一層の努力をお願いしたいと、あえて付言させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他の計画等について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、最後に、その他で何

かありませんか。

○藤本自然環境課長 すみません、先ほど内海の災害復旧の関係で、山地災害と樹種のお話がありましたが、補足させていただきます。

杉が植えられている現場が結構あるんですけども、国の調査文献を見ますと、樹種によって、土砂崩壊の差が明確にあると認められるということはないと出ております。やはり適地適木の考えや、土壌との関係もあるかと思えます。

ちなみに、杉は、深根性という根が深いほうの樹種に分類されておりまして、2メートルちょっとぐらいの根が張って、ある程度根の土を押さえる力はあるということでありまして。

やはり適切な間伐等をしながら木の育成をしていくことによって、その機能は確保されるかと考えております。

それから、日南海岸線は自然公園区域ということもありますので、景観にも配慮した樹種の選定についても、所有者のほうに助言をしていきたいと考えております。

○岩切委員長 追加の説明がありましたが、よろしいでしょうか。

改めて、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時44分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、当委員会に新しく選任されました委員を紹介いたします。

宮崎市選出の川添委員でございます。

○川添委員 先月の県議会の補欠選挙におきまして当選させていただきました川添博と申します。県民の皆さんの負託に応えられるよう誠心誠意取り組んでまいりますので、執行部の皆様、御指導のほうよろしくお願い申し上げます。

○岩切委員長 当委員会は、新しい7名の体制となりますが、執行部の皆様には、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○牛谷農政水産部長 農政水産部でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

皆様御存じのとおり、本日確認されました埼玉県、広島県の事例を含め高病原性鳥インフルエンザが既に国内で8件、うち九州では3件の発生が報告されております。

県内でも野鳥のふん便からウイルスが検出されておりまして、発生リスクは極めて高くなっているものと考えております。

今後とも、緊張感を持って関係機関、団体等と連携しながら対策の徹底に取り組んでまいります。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

本日は、まずⅠの予算議案の議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

その後、Ⅱ議会提出報告としまして、損害賠償額を定めたことについて、最後に、Ⅲその他の報告として、みやざきローカルフードプロジェクト(LFP)の取組について御報告させてい

いただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、Iの予算議案、議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第16号)」について御説明いたします。

今回の補正につきましては、表の、令和3年度11月補正額、B欄の合計の欄に記載しておりますとおり、1,111万3,000円の増額をお願いするものであります。

この結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、C欄の補正後の額の列の一番下、農政水産部計の欄にありますとおり441億4,563万5,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

2ページをお開きください。

(2)の繰越明許費(追加)につきましては、農村計画課、漁業管理課及び畜産振興課の事業におきまして、関係機関との調整に日時を要したこと等により年度内の完成が困難となったものでございます。

次に、(3)の繰越明許費(変更)につきましては、農村整備課及び漁業管理課の事業におきまして、用地交渉や工法の検討等に日時を要したことなどにより17億620万円から30億5,223万4,000円への変更をお願いするものであります。

3ページ以降につきましては、関係課長から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

私からは、以上であります。

○川上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の33ページをお開きください。

農産園芸課の11月補正額は、一般会計で1,111

万3,000円の増額補正をお願いしております。その結果、11月補正後の予算額は25億5,324万7,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

37ページをお開きください。

中ほどの(事項)産地強化対策事業費の欄の1、耕種版インテグレーション加速化事業で1,111万3,000円の増額補正でございます。

まず、事業名にあります耕種版インテグレーションとは、露地野菜等におきまして、生産から加工・販売までが一体的に機能するような取組を表す言葉でございます。

本事業では、そのインテグレーションの取組を加速化させるため、作業の効率化・省力化を図る機械の導入や、作業体制の分析・改善を支援するとともに、優良な取組内容を他産地や他品目へ展開するものでございます。

今回の補正につきましては、木城町においてバレイショの収穫作業の省力化を図るため、国庫事業を活用して収穫選別機の導入を予定しておりますことから増額をお願いするものでございます。

農産園芸課からの説明は、以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

御質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○殿所農政企画課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて、3件の専決処分を行いましたので報告いたします。

事案は、公用車による交通事故2件と車両損傷事故1件であります。

1つ目は、公用車による交通事故で、令和3

年5月12日、小林市堤2977番地125先路上において、JAこばやし集送センター駐車場から路上へ出ようとしたところ、右側から直進してきた相手方車両と衝突したものであります。

原因は、両方の運転者が安全確認を怠ったことによるものであります。

損害賠償額は10万7,747円で、県が加入する保険から全額支払われております。

2つ目は、公用車による交通事故で、令和3年6月18日、国道10号の宮崎市高岡町花見1240番地3先路上において、下りの右カーブで縁石を乗り越えてしまい、数メートル先の反射ポールと接触して破損させたものであります。

原因は、運転者の漫然運転によるものであります。

損害賠償額は9万1,500円で、県が加入する保険から全額支払われております。

3つ目は、車両損傷事故で、令和3年9月1日、川南町大字川南21986番地の畜産試験場川南支場駐車場において、草刈り作業中に乗用草刈り機ではじいた小石が、駐車場に駐車していた相手方の車の右側のドアミラー及びドアに当たり損傷させたものであります。

損害賠償額は12万7,842円であります。

交通事故等につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして、厳しく指導してまいります。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○松田農業流通ブランド課長 農業流通ブランド課でございます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

みやざきローカルフードプロジェクト(LFP)の取組について御説明いたします。

まず、1の取組の背景・趣旨でございます。

県では、農林漁業者が生産から加工・販売までを一者で担う6次産業化の推進に加えまして、第8次農業・農村振興長期計画にも位置づけました新たな取組として、農林漁業者が加工・販売業者、観光業者など多様な事業者と連携し、それぞれの強みを出し合いながら、地域の食資源を活用した新しいビジネスの創出に挑戦する——通称LFPと申しております——ローカルフードプロジェクトを推進しております。

2の推進イメージですが、推進組織として、県農業振興公社を事務局とした、みやざきLFPプラットフォームを今年7月に設立しまして、下のイメージ図にありますとおり、今年度は、このプラットフォームに保存食や有機、機能性や観光など、6つのテーマで分科会を設置し、調理の簡便性や健康志向など、コロナ禍で多様化する消費ニーズに対応した新商品やサービスの開発に挑戦するプロジェクトを進めているところでございます。

次に、3のプラットフォームの活動状況でございます。

(1)にありますとおり、LFPプラットフォームへの入会者数は、11月末現在99者となっております。LFPに取り組んでいる都道府県の中では、最多の数となっております。

(2)の取組内容につきましては、表にありますとおり、7月2日に設立式を、8月には2回のワークショップを開催し、多くの事業者の参加の下、様々なマッチングやプロジェクトアイデアの共有を行ったところでございます。

このような取組を通じまして、5ページの4

のプロジェクトの概要にありますとおり、分科会のテーマごとに8つのプロジェクトが立ち上がり、表の右側に示しております参画者数のとおり、複数の業者が連携して意欲的にプロジェクトが進んでいるところです。

次に、これらの取組のうち、3つの事例を御紹介いたします。

5の主なプロジェクトの内容を御覧ください。

まず、(1)の綾町産有機農産物を使用した新商品の開発につきましては、綾町有機農業者グループ、加工・販売業者等6者の連携によりまして、調理の簡便性、健康志向等の需要に対応した有機農産物使用の新商品開発に着手しておりまして、具体的には、お湯で戻すだけで手軽に調理できる乾燥野菜ミックスや、写真にありますとおりニンジンの葉を活用したペースト・粉末加工商品等の開発に取り組んでおります。

次に、(2)の有機農産物等の新物流サービスの開発につきましては、農業者グループ、航空業者等4者が参画し、朝どれの有機野菜や当日処理したみやざき地頭鶏を、その日の夕方には都市部の小売業者等へ空輸でお届けするサービスに挑戦しており、11月に東京新宿のホテルで開催された宮崎フェアにおいて、輸送された食材がメニューに使用されたところでございます。

最後に、(3)の観光農園等によるオンラインツアーの開発につきましては、自宅で優雅な時間を楽しみたいといった消費ニーズに対応することを目的に、県内の観光農園や大手旅行業者等の9者が取り組んでいるものでございます。

国内はもとより、コロナ禍で来県できない外国人や旅行が困難な高齢者等にも本県農産物をPRできる新しいサービスとして期待が大きい取組となっております。

また、この取組は、連携する大手旅行業者が

みやざき特集として、県内の8農園で実施する予定となっておりますが、特定地域をシリーズ化したオンラインツアーは全国初とのことでございます。

今後とも、このような6次産業化を基にした新たな推進体制を構築しながら、本県農水産物の高付加価値化に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○岩切委員長 執行部の説明が終了しました。暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

引き続き、委員会を継続させていただきます。

ただいま説明がありましたその他報告事項についての質疑はありませんか。

○右松委員 地域食資源を活用した新ビジネスの創出に挑戦するというので、大変よい取組だと思いますので、ぜひ成功に持っていかせようと思います。

商品開発であったり、販促であったり、広い範疇を握っていますが、スキームをつくった後の具体的な成果目標について数値のようなものを設定しているのか、していくのかと、それに向けての進捗管理をどういうふうに進めていかれるのかを教えていただきたいと思っております。

○松田農業流通ブランド課長 具体的な目標ということでございますけれども、各プロジェクトごとにいろんな取組がございますので違いがございます。

ただ、共通して本年度は、テスト商品を作ってテストマーケティングをるところまでは行うこととしております。そこで評価をして次に

つなげるんだという共通認識を持っております。

それこそ昨日ですけれども、8つのプロジェクトの中間発表会をやりまして、今どこまで進んでるかという進捗確認も行いました。

非常に多数の参加者がございまして、商品が幾つかできているところもございまして。また、物流関係ですと、例えば輸送して、御紹介しました東京新宿のホテルで、メニューを一回出したというグループもございまして、取り組む中で反省をし、違った形でまた出そうというお話も出ております。

基本的には年度末の2月から3月にかけて、最後の成果報告会を予定しておりますので、そこで成果を確認するというようにしております。

○右松委員 やはりその到達するところに、もうかるというのは絶対必要だと思うんです。

加工業、生産農家、観光など、様々な業種が入っていますが、そういったところがもうかっていくことも——県が直接的に関わることがないとしても、もうかるスキームになっているか、そこをぜひ念頭に置いていただいて、持続的に進めていただくといいかなと思ったところです。頑張ってください。

○岩切委員長 関連して、またそのほかの事項で御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、最後に、全体を通して、その他で、何かありませんか。

○山下委員 先日、JA都城から基腐病が非常に激しいということで相談がありました。霧島酒造との契約面積は600ヘクタールあるみたいですが、そのほとんどで発症してきて、予定数量が納品ができないとのことで、なかなか決め手がないものから、どうしようかと。

都城は畜産地帯ですから、畜産農家の土地と

交換したらどうだろうかということで、農業普及センターに相談に行きたいです。そしたら、そういった農家の紹介や交換をするための手順とかは農業普及センターではできないとの返答だったみたいで、そりゃちょっと無理だろうなと思ったんですが。

それで、今回私が一般質問で取り上げた都城盆地土地改良区の事業実施区域で400ヘクタールが不耕作地という答弁がありましたので、JA都城にその話をしましたら、都城盆地土地改良区の営農推進協議会でその場所も分かっていると思うので、その情報をJA都城のほうに提供いただけないでしょうかということだったんです。

であれば、作付されていない農地を近隣の農家等に紹介してあげて、そこを適正利用していくこともできるかなと思ったんです。その取組はできますか。

○鳥浦畑かん営農推進室長 先ほどの御指摘のとおり、都城盆地地区内の作付調査は、都城盆地地区畑地かんがい営農推進協議会が行っておりまして、構成員として関係市町やJA等も含まれておりますので、共通情報として数値や位置等も情報共有できますので、しっかりとこういった情報共有をしていただければ、筆の特定も踏まえて、土地の賃貸借に移行できるかと考えております。

○山下委員 作付計画もすぐやらないといけないものから、早期にやらないといけないと思うんです。その窓口はどこですか。

○鳥浦畑かん営農推進室長 基本的には、農業普及センターも参画しておりますし、今、関係市町が中心で事務局を運営しております。

○山下委員 どこに行けばいいですか。一番手っ取り早く仕事ができる場所は。

○鳥浦畑かん営農推進室長 まずは、都城市に

御相談いただければと思います。

○山下委員 分かりました。都城市は農産園芸課でいいですね。

○鳥浦畑かん営農推進室長 はい、そのとおりでございます。

○蓬原委員 昨日の新聞に、ハモのことが載っていました。自民党の安田議員が質問をしたので、それがニュースソースかなと思ったんですけども、水産試験場からの発信ということで、何とかという片仮名の機能性能成分が入ってるということでありました。その原因は今調査中ということでしたけれども、この辺りの見込みとか、瀬戸内海との違いとか、地質とか水質とか、何か特質なものがあるんですか。

○坂本水産試験場長 瀬戸内海のハモと日向灘のハモでバレリンという機能性物質が倍ぐらい違っていたという結果は出ました。

ただ、なぜ日向灘のハモにバレリンという物質が多いのか、原因は分かりません。

今、試験場では、他県産よりも機能性物質が多いことを、今後の販売促進につなげていけるよう、蓄養期間を延ばした場合にバレリンの量がどうなるかという分析を進めております。

また、こういう結果を逐次、宮崎県漁業協同組合連合会や業界と情報共有しながら、販売促進に向けて意見交換をしていきたいと考えています。

○蓬原委員 それは、いわゆる安定した数字が出てるといえることですか。

○坂本水産試験場長 去年は、季節を一つに集中するのではなく、満遍なく、24匹のサンプルを使って、ほぼ周年にわたって他県産より高いという恒常的な結果を得ております。

○蓬原委員 大分県とか鹿児島県との違いは、まだ分析されていないんですか。

○坂本水産試験場長 山口県や愛媛県のサンプルと比較しておりまして、大分県産とは比較しておりません。

○蓬原委員 なぜ多いかという原因は究明できそうですか。

○坂本水産試験場長 バレリンが多い要因が、餌環境なのか、海況なのかというのは、今はなかなか言えない状況でありますけれども、飼育実験も含めて、何かきっかけが得られればと思っていますところでは。

○蓬原委員 ハモ以外の魚はどうなんですか。

○坂本水産試験場長 抗疲労効果等で一部サプリメントで売られていますけれども、よく知られておりますのは、鳥の胸肉のカルノシンですとか、回遊魚のカツオやマグロのアンセリンです。

これまで、バレリンというのは鯨に多いとされておりました。魚については痕跡程度という報告だったんですけども、近年、国の研究所からアカマンボウという魚には特に多いという報告がなされましたが、ほかの魚種については、やはり痕跡程度ということです。

○蓬原委員 その究明ができると、いい意味で他県との差別化や宮崎県のイメージが、非常にいい売り込みができるものになるでしょうから、大変でしょうけれども、こうだからこうでないかという推測にしても、せっかくの試験場ですから、今後の皆さん方の知恵の絞りに期待をしておきたいと思います。頑張ってください。

○岩切委員長 その他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時17分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日に行うこととし、再開時間を13時10分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 では、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時17分散会

令和3年12月8日(水曜日)

午後1時8分再開

出席委員(7人)

委員	長	岩切達哉
副委員	長	武田浩一
委員		蓬原正三
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		川添博
委員		河野哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	木村結

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見を伺います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決いたします。議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等がありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月20日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺います。

暫時休憩いたします。

午御1時10分休憩

午御1時11分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

1月20日木曜日の閉会中の委員会につきましては、先ほど御案内しましたとおり種苗センターの調査をさせていただくことで御異議ござい

令和3年12月8日(水)

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時11分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 岩 切 達 哉